各戸配付

復興News（ニュース） 陸前高田

＜第5号＞
平成25年2月発行
陸前高田市復興対策局

1　防災集団移転促進事業及び関連道路整備事業の起工式を行いました

市では、気仙町上長部地区、双六地区の集団移転先である「上長部住宅団地」、「双六第二住宅団地」整備工事と上長部住宅団地関連道路整備工事が始まることから、平成２５年２月２２日（金）に気仙町字上長部地内で「防災集団移転促進事業及び関連道路整備事業起工式」を行いました。

起工式は、坂井復興大臣政務官兼国土交通大臣政務官、齋藤沿岸広域振興局長をはじめ約５０人の参列のもと開式し、戸羽市長のあいさつの後、坂井政務官等のご祝辞をいただき、鍬入れを行いました。

なお、同日、施工業者主催による工事の安全祈願祭も行われました。

今回整備する団地の工事概要は、次のとおりです。

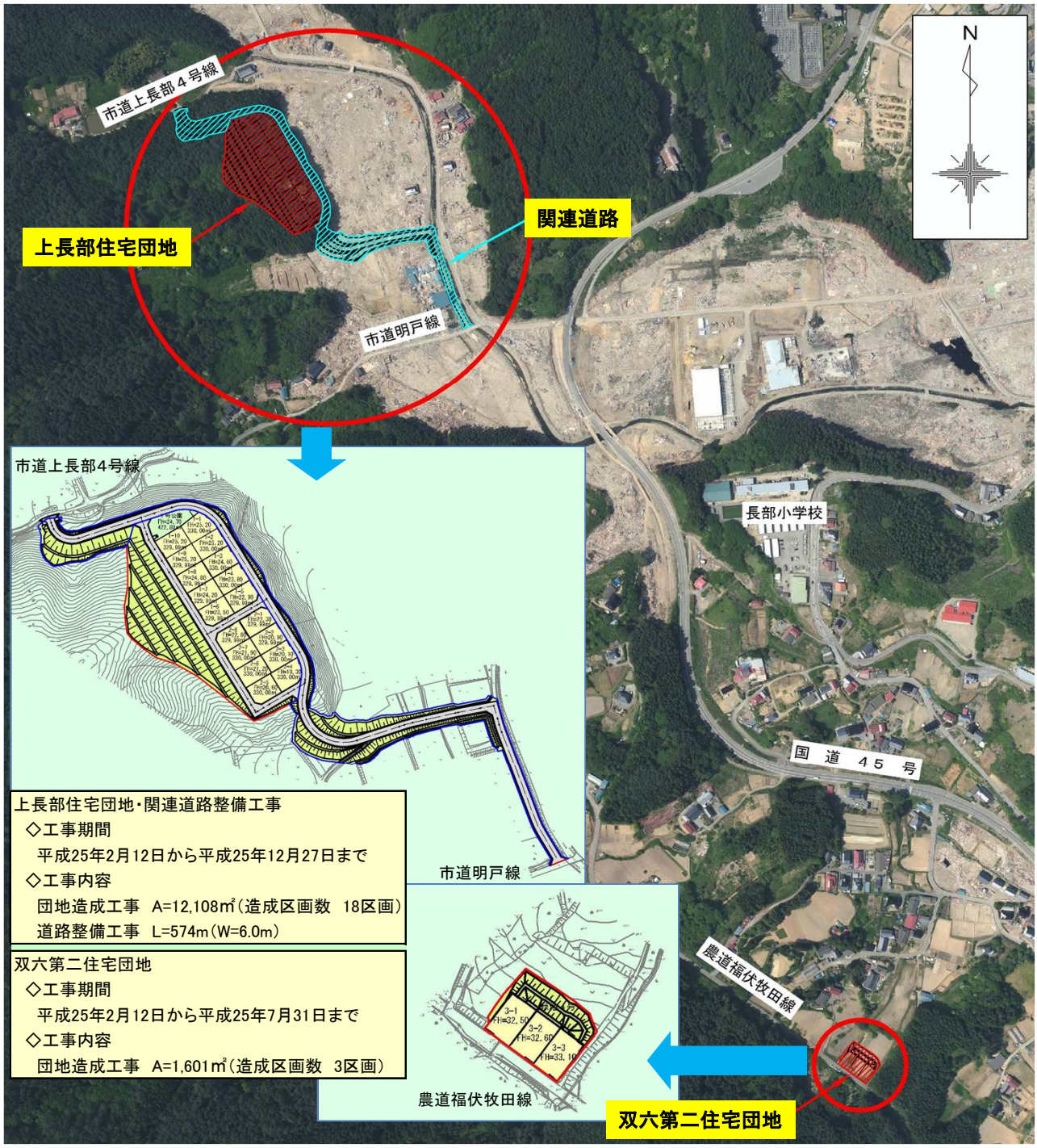

上長部住宅団地・関連道路整備工事
◇工事期間
平成25年2月12日から平成25年12月27日まで
◇工事内容
団地造成工事　A=12,108㎡（造成区画数　18区画）
道路整備工事　L=574m（W=6.0m）

双六第二住宅団地
◇工事期間
平成25年2月12日から平成25年7月31日まで
◇工事内容
団地造成工事　A=1,601㎡（造成区画数　3区画）

2　防災集団移転促進事業計画の進捗状況についてお知らせします

平成２５年１月末日現在で計画している住宅団地の位置、移転予定戸数等は次の図のとおりです。現在、移転戸数確定による設計変更、用地取得のほか、埋蔵文化財調査を進めており、平成２５年度中の工事発注を予定しています。

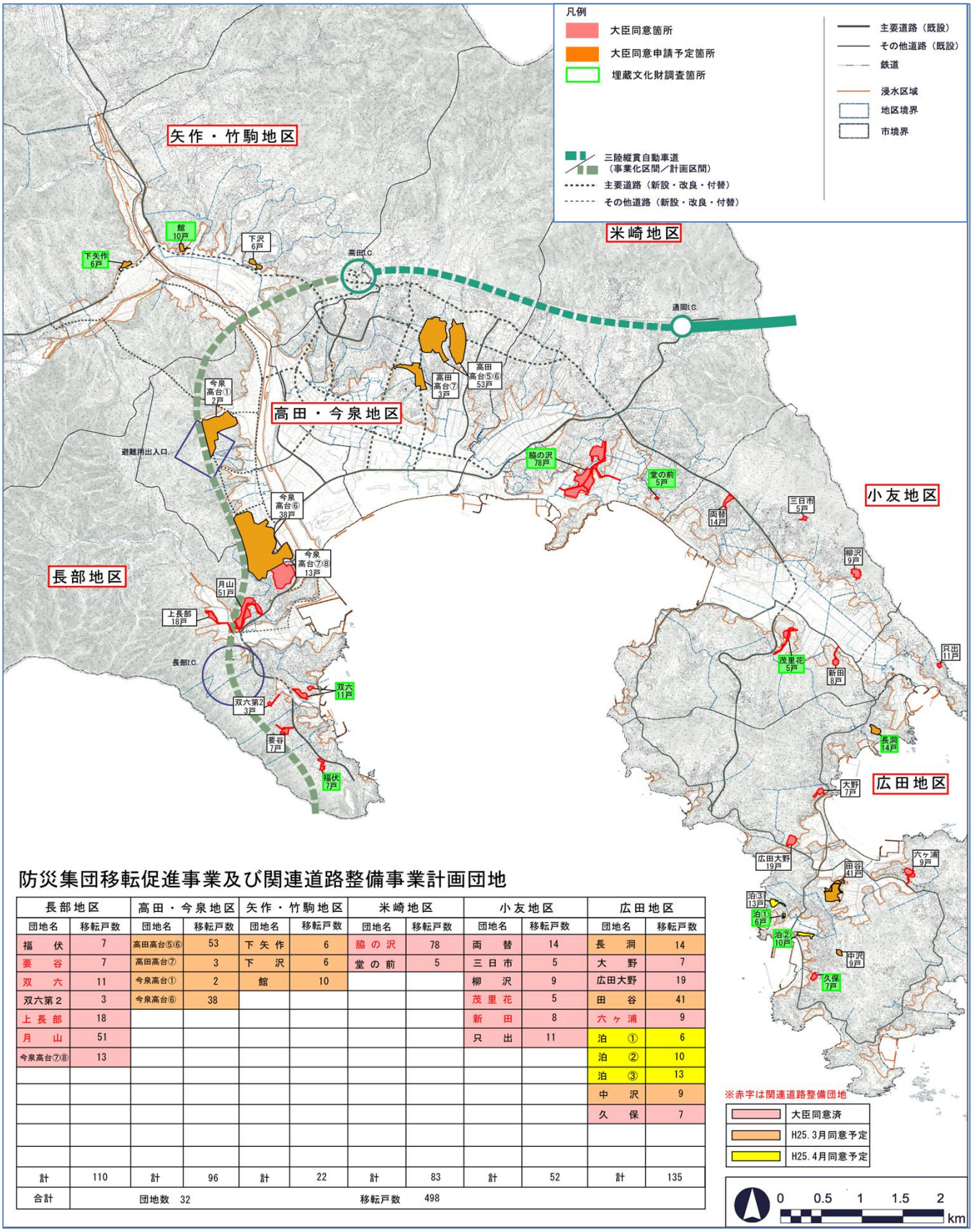

防災集団移転促進事業及び関連道路整備事業計画団地

長部地区		高田・今泉地区		矢作・竹駒地区		米崎地区		小友地区		広田地区	
団地名	移転戸数	団地名	移転戸数	団地名	移転戸数	団地名	移転戸数	団地名	移転戸数	団地名	移転戸数
福　伏	7	高田高台⑤⑥	53	下 矢 作	6	脇 の 沢	78	両　替	14	長　洞	14
要　谷	7	高田高台⑦	3	下　沢	6	堂 の 前	5	三 日 市	5	大　野	7
双　六	11	今泉高台①	2	館	10			柳　沢	9	広田大野	19
双六第２	3	今泉高台⑥	38					茂 里 花	5	田　谷	41
上 長 部	18							新　田	8	六 ヶ 浦	9
月　山	51							只　出	11	泊　①	6
今泉高台⑦⑧	13									泊　②	10
										泊　③	13
										中　沢	9
										久　保	7
計	110	計	96	計	22	計	83	計	52	計	135
合計	団地数　32					移転戸数　498					

※赤字は関連道路整備団地

	大臣同意済
	H25.3月同意予定
	H25.4月同意予定

詳しくは、復興対策局事業推進室（内線443、444）まで。

３　がけ地近接等危険住宅移転事業（個別移転）に対する補助について

災害危険区域に指定された区域から、指定日以降に市が整備する高台の住宅地（防災集団移転促進事業により整備する団地）ではなく、自分で用意した土地に個別に移転する方（以下、「個別移転」という。）に、下記のとおり補助金を交付します。

◇　事業の概要

移転先の新たな住宅の建設（購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合に発生する利息相当額及び災害危険区域内の住宅除却費等に対し補助を行うものです。

◇　補助対象要件

東日本大震災発災時（平成２３年３月１１日時点）に浸水区域に居住していた世帯で、災害危険区域指定後に区域外の安全な土地に個別移転すること。

※　高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内からの移転は、補助の対象となりません。

※　災害危険区域指定前に、工事の着工、住宅再建に係る一切の契約（建築工事、土地付建売住宅の売買等契約）を行っていた場合は、補助の対象となりません。補助金の交付申請を行い、市の補助金交付決定後に着手する必要があります。

◇　補助金の額

（１）除却等費

危険住宅の除去などに要する費用（撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）に対する実費補助

一戸あたり限度額：７８万円

（２）建設助成費

新たな住宅の建設又は購入（これに必要な土地の購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額に対する補助

（利子の利率は８．５％以内）

一戸あたり限度額：７０８万円　（ただし、建物の限度額：４４４万円、土地の限度額：２０６万円、造成の限度額：５８万円）

◇　対象となる期間

災害危険区域に指定された日から平成２８年３月３１日まで

※　平成２８年３月３１日までに移転事業を完了する必要があります。

◇　利用手順

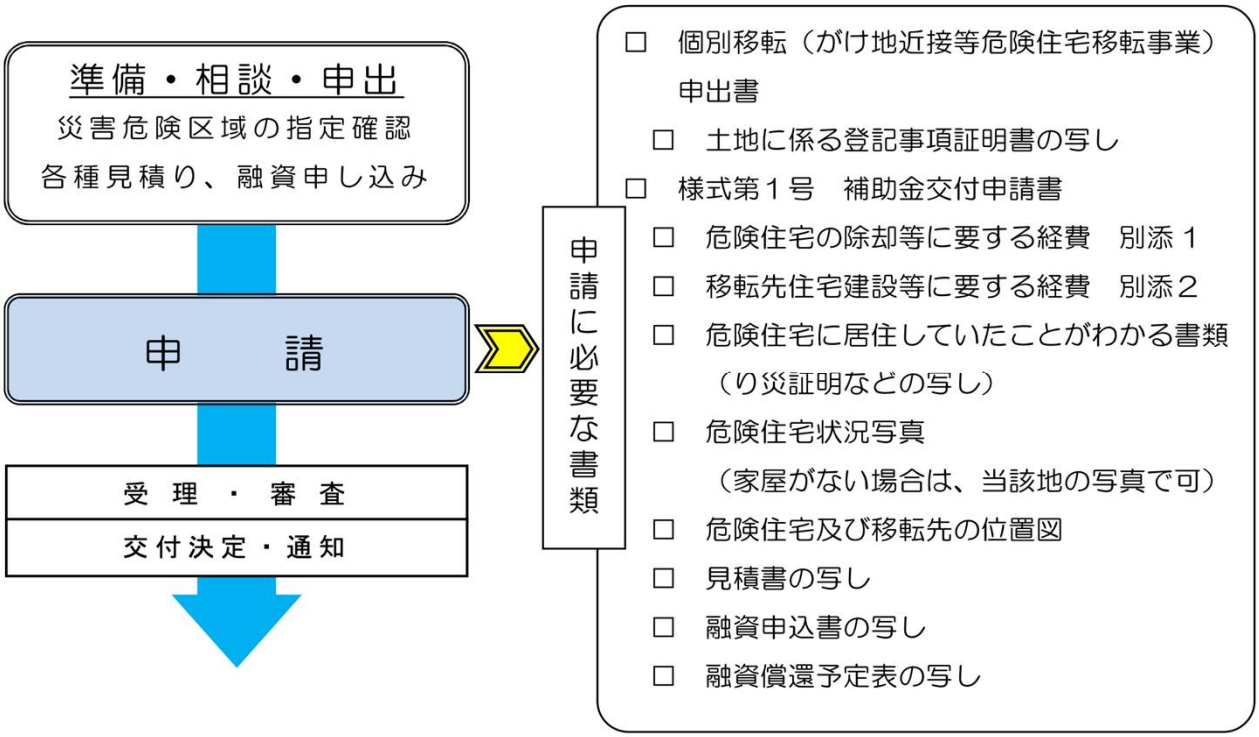

（次のページにつづく）

（前のページからつづく）

着　手
工事等契約、融資契約
工事着工

※　変更が出た場合
□　変更承認申請書
　□　別添１
　□　別添２
　□　変更に係る書類

完　　成

実　績　報　告

実績報告に必要な書類
□　様式第３号　実績報告書
□　危険住宅の除却等に要する経費　別添１
□　移転先住宅建設等に要する経費　別添２
□　除却後の跡地の写真
□　移転先住宅の写真
□　確認済証の写し
□　検査済証の写し
□　住所変更後の住民票の写し
□　融資契約書の写し
□　融資償還予定表の写し
□　領収書の写し

受　理　・　審　査
交付額確定・通知

補　助　金　請　求

補助金請求に必要な書類
□　補助金交付請求書
□　預金通帳の写し

補　助　金　受　領

個別相談や申請等は、被災者支援室（内線321、323、324）まで。

4　住宅再建等個別相談窓口を開設しています

東日本大震災により被災された皆様の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

◇相談日　毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）
◇時　間　午前８時３０分から午後５時まで
　（午後５時以降については、事前に連絡をお願いします）
◇場　所　市役所４号棟２階「復興対策局」
◇対　象　震災により住宅が全壊または半壊し、住宅の再建を検討している人、または防災集団移転促進事業による移転を検討している人
◇内　容　震災復興計画における集団移転事業や自力再建についての相談など
◇その他　土地区画整理事業区域内に土地を所有している人は、都市計画課（内線４６２、４６３）までお問い合わせください

問い合わせ：復興対策局（内線441、442）まで。

◆編集・発行◆　陸前高田市復興対策局　〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5　☎0192-54-2111（内線441）